

浜通り医療提供体制強化事業実施要領

制定	平成 25 年	8 月 23 日
一部改正	平成 26 年 12 月 10 日	
一部改正	平成 28 年 12 月 28 日	
一部改正	平成 29 年	9 月 14 日
一部改正	平成 30 年	3 月 6 日
一部改正	令和 元年	6 月 4 日
一部改正	令和 2 年	5 月 1 日
一部改正	令和 3 年	4 月 23 日
一部改正	令和 4 年 10 月 26 日	
一部改正	令和 5 年	8 月 18 日
一部改正	令和 6 年 10 月 3 日	
一部改正	令和 7 年 10 月 9 日	

第 1 趣旨

この要領は、福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施する浜通り医療提供体制強化事業について、補助の要件等を定めるものである。

なお、当該事業は、災害により働く場を失ったり、県外に流出した医療従事者を雇用する医療機関及び県外から医療従事者を確保する医療機関並びに県外からの医療支援を受ける医療機関を支援することにより、東日本大震災で離職した医療従事者の流出防止を図り、浜通りの医療提供体制の回復及び復興に繋げることを目的とする。

第 2 申請者の要件

要綱別表 2 に掲げる「病院及び医科診療所」は、次に掲げる要件を満たす病院及び医科診療所とする。

(1) 次のいずれかに該当する病院又は医科診療所であること。

ア 本事業を申請するにあたり、平成 23 年 3 月 11 日以降に青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した（医師については休職状態にある者を含む）又は平成 23 年 3 月 11 日時点で当該地域に居住し、かつ離職した（医師については休職状態にある者を含む）医療従事者（以下、「被災失業者等」という。）を雇用していること。ただし、平成 25 年 12 月 31 日以前に新規雇用した者に限る。

イ 県外の医療機関等を離職した医療従事者又は県外に居住しており県外の医療機関で勤務経験のある医療従事者（以下、「県外医療従事者」という。）について、次の全てに該当すること。

(ア) 平成 23 年 3 月 11 日以降に雇用していること。

(イ) 当該県外医療従事者の職種について(2)に規定する職種ごとに平成 23 年 3 月 11 日時点の

常勤の医療従事者（以下、「基準数」という。）と申請時点における平成23年3月11日以降に雇用した当該県外医療従事者を除く常勤の医療従事者数（以下、「参照数」という。）を比較して参照数が少ないこと。

ただし、当該県外医療従事者の職種が看護師又は准看護師の場合で、看護師又は准看護師の参照数が基準数以上であっても、看護師及び准看護師の合計参照数が合計基準数より少ないときも、補助対象とする。

なお、いずれの場合も、基準数に達するまでの人数を補助対象とする。

(ウ) 大学病院や関連病院等を人事異動により離職し、新規に雇用された者は、県外医療従事者に含めないこと。

ウ 県外からの医療従事者の派遣（全国組織の医療従事者支援団体からの派遣を含む）（以下「医療支援」という。）を受けていること。なお、医療支援については、災害に伴い平成23年3月11日以降に新たに受けているものとし、浜通りの医療機関に支援を行うための玉突き派遣を含むものとする。

- (2) (1)の医療従事者とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線・診療エックス線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士、臨床工学技士、言語聴覚士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、保健師、助産師、衛生検査技師、救急救命士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、歯科技工士、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、介護アテンドサービス士、臨床心理士とし、常勤、非常勤のいずれの勤務形態も対象とする。そのうち医師については、休職状態にある者（自らが開設する診療所等において診療できない状態にある者等）が他の医療機関に勤務する場合を含むものとするが、医師以外の者が、休職から復帰した場合は含まないものとする。
- (3) 被災失業者等を新規雇用する場合、次に掲げるものの提示を求めることにより、本人が被災失業者等であることの確認を行うこと。

ア 雇用保険受給資格者証

イ 廃業届（税務署の受付印があるもの）

ウ 公共職業安定所の紹介状及び求職受付票

エ 履歴書、職務経歴書

オ その他、離職者であることを証明できるもの

カ 医師については休職状態であることを証明できるもの

第3 補助金の算定

(1) 補助金申請額の算定方法

被災失業者及び県外医療従事者並びに県外からの医療支援に係る経費ごとに、次のアとイを比較して少ない方の額に要綱別表1の補助率を乗じた額の合計額とする。

ア (2)の補助基準額と被災失業者及び県外医療従事者並びに県外からの医療支援に係る経費（医療支援については派遣元と派遣先医療機関との間の往復交通費及び滞在中の宿泊費を含む）として実際に支払った額とを医療従事者ごとに比較して少ない方の額の合計額

イ 被災失業者及び県外医療従事者並びに県外からの医療支援ごとに、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(2) 補助基準額

ア 被災失業者等及び県外医療従事者の常勤雇用の場合

以下の職種ごとの①～⑬の月額給与に勤務月数（産休・育休等の各種休暇や休職期間を除き、雇用契約等で定められている月の勤務日数の半分以上を勤務した月）を乗じた額に年間賞与その他特別給与額を加えた額を基準額とする。

なお、常勤雇用とは、1週間で32時間以上勤務している場合に該当するものとし、それ以外は非常勤雇用として、イの計算方法により基準額を算出すること。

①医師	月額給与 854 千円、年間賞与その他特別給与額 822 千円
②歯科医師	月額給与 788 千円、年間賞与その他特別給与額 308 千円
③薬剤師	月額給与 413 千円、年間賞与その他特別給与額 718 千円
④看護師	月額給与 350 千円、年間賞与その他特別給与額 783 千円
⑤准看護師	月額給与 291 千円、年間賞与その他特別給与額 632 千円
⑥診療放射線・診療エックス線技師	月額給与 356 千円、年間賞与その他特別給与額 951 千円
⑦臨床検査技師	月額給与 321 千円、年間賞与その他特別給与額 825 千円
⑧理学療法士、作業療法士	月額給与 300 千円、年間賞与その他特別給与額 667 千円
⑨栄養士	月額給与 267 千円、年間賞与その他特別給与額 624 千円
⑩歯科衛生士	月額給与 295 千円、年間賞与その他特別給与額 484 千円
⑪歯科技工士	月額給与 327 千円、年間賞与その他特別給与額 571 千円
⑫介護支援専門員（ケアマネージャー）	月額給与 289 千円、年間賞与その他特別給与額 655 千円
⑬上記以外	月額給与 300 千円、年間賞与その他特別給与額 <u>690</u> 千円

イ 被災失業者等及び県外医療従事者の非常勤雇用の場合

上記アの職種ごとの月額給与の1/21（千円未満切捨て）を日額単価とし、それに勤務日数（有給休暇等を除き、実際に勤務した日）を乗じて得た額を基準額とする。

ウ 県外からの医療支援を受ける場合

上記アの職種ごとの月額給与の1/21（千円未満切捨て）を日額単価とし、それに勤務日数を乗じて得た額に、医療支援に係る旅費（派遣元と派遣先医療機関との間の往復交通費及び県の旅費規程に基づく滞在中の宿泊費。）を加えた額を基準額とする。

(3) 留意事項

補助対象経費の算定について、本事業以外の補助事業等による補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金と重複している対象経費を控除するものとする。

第4 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第3号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を超えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。

(1) 経費所要額調書（要領様式第1号） 1部

- (2) 申請年度の前年度分の損益計算書または経営状況報告（医療法第 69 条の 2 の規定によるもの）の写し 1 部
- (3) 被災失業者等及び県外医療従事者を雇用する場合にあつては以下の書類
 - ア 雇用医療従事者名簿（要領様式第 2 号） 1 部
 - イ 被災失業者については、本人が被災失業者等であることを確認できる書類（第 2 (3) に定める書類の写し） 1 部
 - ウ 本人が県外医療従事者であったことを確認できる書類（離職証明書、履歴書、住民票（県外居住地が記載されているもの）、戸籍の附票の写し等） 1 部
 - エ 雇用契約書等の写し 1 部
 - オ その他参考となる書類
- (4) 県外からの医療支援を受ける場合にあつては以下の書類
 - ア 医療支援予定一覧（要領様式第 3 号） 1 部
 - イ 医療支援の覚書等の写し 1 部
 - ウ その他参考となる書類

第 5 実績報告実績報告にあたって、要綱第 10 条第 1 項第 3 号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費精算額調書（要領様式第 4 号） 1 部
- (2) 被災失業者等及び県外医療従事者を雇用した場合にあつては以下の書類
 - ア 雇用医療従事者勤務実績一覧（要領様式第 5 号） 1 部
 - イ 賃金台帳等の写し 1 部
 - ウ 出勤状況を確認できる書類 1 部
 - エ その他参考となる書類
- (3) 県外からの医療支援を受ける場合
 - ア 医療支援実績一覧（要領様式第 6 号） 1 部
 - イ 出勤状況を確認できる書類 1 部
 - ウ その他参考となる書類

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 23 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 12 月 10 日から施行し、改正後の要領は平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 28 日から施行し、改正後の要領は平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成２９年９月１４日から施行し、改正後の要領は平成２９年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成３０年３月６日から施行し、改正後の要領は平成３０年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和元年６月４日から施行し、改正後の要領は平成３１年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和２年５月１日から施行し、改正後の要領は令和２年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行し、改正後の要領は令和３年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和４年１０月２６日から施行し、改正後の要領は令和４年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和５年８月１８日から施行し、改正後の要領は令和５年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和６年１０月３日から施行し、改正後の要領は令和６年度の補助金から適用する。

この要領は、令和７年１０月９日から施行し、改正後の要領は令和７年度の補助金から適用する。